

◎新潟県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を令和8年6月2日認可した。

令和8年6月12日

新潟県新発田地域振興局長